

10月11日の結果公表まで

非 公 開

令和5年度 指定管理者選定結果一覧

～令和6年4月1日から施設の管理運営を行う指定管理者候補団体～

対象施設 : 17施設 9グループ

1 公募による選定施設 (対象施設: 12施設 5グループ) 赤字…新規施設

令和5年9月29日現在

	施設名	施設数	指定期間	更新 / 新規	申請状況		申請結果		選定の理由	担当課
					団体数	申請団体名	指定管理者候補団体名			
1	大峰斎場、松代斎場	2	5年	更新	1	五輪・宮本工業所・グリーン美装グループ	五輪・宮本工業所・グリーン美装グループ	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	市民窓口課	
2	戸隠観光施設 (戸隠スキー場、戸隠キャンプ場、戸隠高原交流施設 (ゲストハウス岩戸) )、戸隠牧場	4	5年	更新	1	株式会社戸隠	株式会社戸隠	施設の現状と設置目的を理解しており、収支改善及び適切な管理運営が期待できる。	観光振興課 北部産業振興事務所	
3	松代文化ホール、 <b>東部文化ホール</b>	2	5年	更新 + <b>新規</b>	1	株式会社サンワックス	株式会社サンワックス	施設の現状と設置目的を理解しており、更なるサービスの向上と適切な管理運営が期待できる。	文化芸術課	
4	信州新町めん羊繁殖センター	1	5年	更新	1	信州新町肉めん羊生産組合	信州新町肉めん羊生産組合	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	農業政策課	
5	市営駐車場 (長野駅東口地下、長野駅善光寺口、長野駅東口)	3	5年	更新	1	アマノマネジメントサービス株式会社	アマノマネジメントサービス株式会社	施設の現状と設置目的を理解しており、更なるサービスの向上と適切な管理運営が期待できる。	監理課	
合 計		12			5					

2 公募によらない選定施設（対象施設： 5施設 4グループ）

施設名	施設数	指定期間	更新／新規	申請団体名	指定管理者候補団体名	選定の理由	担当課
				非公募の理由 【】内は「公募によらない指定管理者選定に関する指針」の該当条件（※）			
1 地域活動支援センターつくし、一体型共同生活介護施設（三津和園）	2	5年	更新	社会福祉法人信濃の星 【指針第2項第2号に該当】 三津和園は障害者の入所施設であり、利用者にも与える影響が大きいことを勘案し、今後もサービス提供体制を維持するため。 なお、2つの施設は同一の建物に設置され、一体的に維持管理・運営を行っていることから、効率的、効果的な維持管理・運営を継続する、グループ化する。	社会福祉法人信濃の星	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	障害福祉課
2 オリピック記念アリーナ（エムウェーブ）	1	5年	更新	株式会社エムウェーブ 【指針第2項第3号に該当】 当該施設は、本市のほか長野県や民間事業者の出資により設立した第三セクターによる、公共性、企業性を併せ持った維持管理・運営を行うこととしているため。	株式会社エムウェーブ	施設の現状と設置目的を理解しており、コストの増加は見込まれるが適切な管理運営が期待できる。	観光振興課
3 長野市芸術館	1	5年	更新	一般財団法人長野市文化芸術振興財団 【指針第2項第3号に該当】 当該施設は、本市の出資により設立した財団が、施設の文化事業運営を中心に、市全体の文化事業を一体的に展開できるよう、維持管理・運営を行うこととしているため。	一般財団法人長野市文化芸術振興財団	施設の現状と設置目的を理解しており、更なるサービスの向上と適切な管理運営が期待できる。	文化芸術課
4 若槻公民館	1	5年	更新	若槻地区住民自治協議会「コミュニティわかつき」 【指針第2項第1号に該当】 市立公民館の事業は、地域の課題解決に向けて住民自治協議会との共催事業も多く、地域住民の自発的な参加が欠かせないものとなっている。 そのため、地域に密着した運営を行うことができる受任者として、地元の住民自治協議会を指定管理の相手方とすることが地域づくり・人づくりにつながるため。	若槻地区住民自治協議会「コミュニティわかつき」	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	家庭・地域学びの課
合計	5						

※ 「公募によらない指定管理者選定に関する指針」第2項のどこに該当するかを記載

【参考】「公募によらない指定管理者選定に関する指針」より抜粋

【指針第2項第1号】 地域コミュニティの醸成、市民活動の促進や施設の有効活用等を図るために、地域の住民や施設利用者等により構成される団体が管理運営することが適当であると認められる場合

【指針第2項第2号】 障害福祉施設等で、現在の施設利用者の意見を聴取する等により状況を把握して考慮した上、現在の団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合

【指針第2項第3号】 当該施設の設置経緯や施設の権利関係等を考慮し、当該施設に関連する団体が管理運営することが適当であると認められる場合

【指針第2項第4号】 長野市PFI事業等審査委員会の審議対象となる事業（以下「PFI事業等」という。）により管理運営を行う施設で、事業者が決定した場合